

日本共産党県会議員団を代表して、ただいま議題となっている意見書第17号、「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書」に反対の立場から討論をおこないません。

私たちは、森林の持つ多面的機能を十分発揮させるうえで、森林の整備保全を促進させることに異議があるわけではありません。そのための財源を確保することを否定するものでもありません。しかし、今政府において導入がすすめられようとしている森林環境税には大きな問題があると考えています。

最大の問題は、「国民に等しく負担を求める」という観点から、個人住民税に千円を上乗せする方向で検討されていることです。約6千万人が課税対象になるといわれています。日本共産党は、地球温暖化対策という側面から汚染の原因となる物質を生産・使用している企業の責任と負担を明確にした環境対策税として創設することを提案しています。「国民に等しく負担を求める」という方向ではない課税方法もあることを考慮するべきです。

森林環境税創設についてマスコミからも異論が出されていることも直視しなければなりません。12月2日付「河北新報」の社説では、同様に個人住民税1200円を上乗せしているみやぎ環境税との「二重課税」の問題を指摘し「国民の理解えられるのか」と疑問を示しています。12月8日付、福島民報も同じ趣旨で「県民は納得するのか」と報道しています。岩手日報でも「屋上屋にならないか」と「二重課税」を指摘しています。37府県と横浜市が実施している超過課税との調整がついていない現状であることも指摘しなければなりません。

政府が森林環境税を導入しようと予定しているのは2024年度からです。復

興財源確保のため、個人住民税に県民税、市民税あわせて千円が上乘せされている復興特別住民税の課税が2023年度に終了することを受けて、新たな課税をするということです。復興のための一時的な課税措置が、目的を変えて継続されることになってしまいます。

二重課税の問題も含め、これらのことに本当に国民的な合意があるのか、被災地・宮城の県議会として慎重な判断が求められているのではないのでしょうか。

最後に、本議会では、各党派政調会長会議で合意が得られなかった決議案・意見書案が本議案を含めて3本も提出されています。各党派政調会長会議申し合わせでは、「原則として合意が得られた場合に」議案として議長に提出するとされています。「原則として」ですから、必ずしも合意が得られていなくても構わないということかも知れませんが、一度に3本も議案として提出されるのは、原則を覆す暴挙であると言わなければなりません。何でも多数で押し切るというのはまともな議会運営とは言えません。このような議会運営を強行した最大党派である自民党県民会議に対して、真摯な反省を求め、反対討論といたします。

ご静聴ありがとうございました。